

令和 5 年 3 月 23 日  
高齡施策担当部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者の指定について

介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 78 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者の指定について、下記のとおりとする。

記

1 区内指定地域密着型サービス事業者  
地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	指定年月日	利用定員	備考
ゆとり庵 高野台店 東京都練馬区南田中五丁目 15 番 11 号	株式会社 ゆとりな	令和 5 年 4 月 1 日	10 名	※
デイサービス CAMP 東京都練馬区田柄三丁目 6 番 18 号 ベルメゾン田柄 105 号	株式会社 T o W - i n d u s t r y	令和 5 年 6 月 1 日	10 名	※

※ 第 8 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画から、令和 2 年度末の事業所数（114）を上限としている。令和 5 年 3 月 31 日の見込み事業所数は 110 であり、上記 2 事業所を加えると 112 となる。上限数を下回るため、2 事業所とも指定が可能

2 区外指定地域密着型サービス事業者  
地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	指定年月日	練馬区民利用者数	備考
りんごの歌 富士町 東京都西東京市富士町三丁目 9 番 4 号	株式会社 ウェルリ ソース	令和 5 年 3 月 1 日	2 人	